# 令和8年度予算編成方針について

苫前町長 福士敦朗

## I. 経済情勢と国の予算編成の動向について

国の「月例経済報告(令和7年9月)」では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」としています。また、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としています。

経済財政運営と改革の基本方針 2025 においては、令和8年度予算編成に向けた考え方として、

- ① 当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す。
- ② 令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とする。
- ④ EBPM・PDCAを推進し、ワイズスペンディングを徹底する。「経済・ 財政新生計画」における重要課題への対応など、中長期視点に立った経済・ 財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

令和8年度においては、これら国の施策の動向に注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

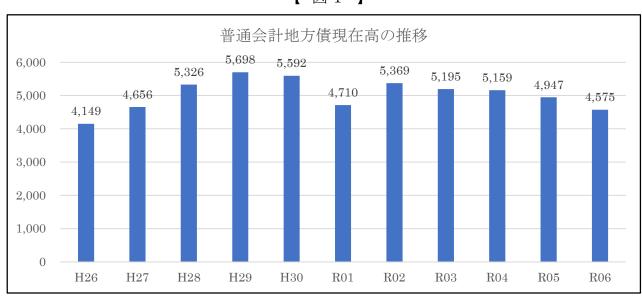
## Ⅱ. 本町の財政状況と今後の見通し

本町の令和6年度一般会計決算では、実質収支額が14,523万円の黒字決算となった。

歳入では、本町の歳入総額の約5割を占める地方交付税が5,369万円の増収となり2.1%増となり、自主財源である町税が12.4%の増収で4億5,118万円となったことから、経常的経費に係る一般財源等額についても5.0%の増となった。

歳出では、人件費が3.1%の増となり併せて物価高騰による資材等の増加に伴い物件費や維持補修費等が増となった。一方、地方債の借入れに伴う償還金に当たる公債費が、一般廃棄物処理施設整備事業債の償還開始により4.0%の増、また、新廃棄物処理施設建設工事費の一部完了に伴う負担金の減により、投資的経費は53.7%の減となっている。

近年の大型事業の実施に伴い、普通会計における地方債現在高(図1参照)及び地方債償還額は、令和4年度に臨時財政対策債の一部を繰上償還したものの、新日本海地域交流センター大規模改修等による借入を行ったことによりほぼ横ばいとなった。今後の推移としては、当面、高い水準が続くものと見込まれており、計画的な事業の実施と、新規発行地方債の抑制に努める必要がある。



【図1】

令和6年度末(3月31日現在)における基金残高(図2参照)については、 財政調整基金ほか9基金の総計として32億1,146万円を保有している。

しかしながら、令和7年度一般会計において、財源不足に伴う財政調整基金からの繰入金が1億9,361万円を編成段階で計上している状況にあり、今後も財源不足による基金の取り崩しが予想されるため、より一層、計画的な財政運営を進めていかなければならない。

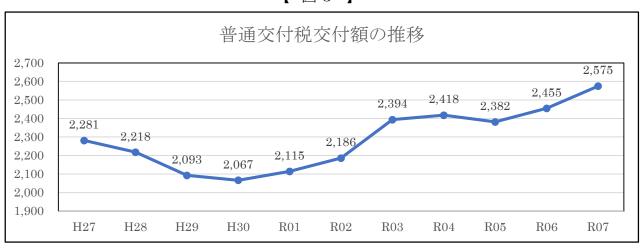
【 図 2 】



歳入の見込みについて、町税については風車のリプレースによる償却資産の 更新に伴い一定の歳入が見込まれ、同程度で推移していくものと予測される。

一方、令和6年度決算歳入全体の54.1%を占め、依然として大きく依存する形となっている普通交付税(図3参照)については、令和6年度と比較して約1億2,088万円の増額となったが、本町財政に大きな影響を及ぼすため注視する必要がある。

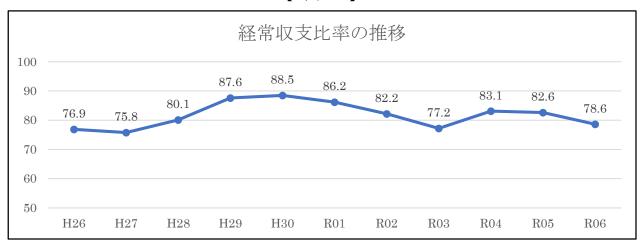
【図3】



財政健全化の判断指標となる実質公債費比率については、令和4年~6年度の3ヶ年平均値で9.1%と、前年度と比較して0.4ポイント下降し、単年度の比率については6.6%となった。今後の推計においても10%前後で比率が推移していくものと予測される。

また、経常収支比率(図4参照)については、前年度より4.0ポイント下降 し、令和6年度決算では78.6%となった。投資的事業の実施による地方債償 還金の増加や、地方交付税の交付動向によって、指数・比率を大きく左右するこ とから、特に留意・注視する必要がある。

### 



歳出については、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が、令和6年度決算で16億3,560万円と、前年度16億0,509万円より1.9%の増となり、全体の37.3%で前年度比3.8ポイント増となっている。

今後についても、社会保障費の増加、継続的な大規模工事・既存施設の長寿命化による投資的経費の増加、自治体DX等が見込まれており、一般財源負担の増加が避けられない状況にある。

また、消耗品・備品・燃料費等については、物価高騰の影響を受け、要求額が 上昇する見込みであることからこれまで以上に特定財源の確保に努めるととも に、各事業の必要性や費用対効果、規模など再点検し、財源に見合うよう経費全 体で徹底した節減を図り、将来に向けて健全な財政運営を堅持していかなけれ ばならない。

このことから、人口減少や先行きが不透明な地方交付税の現状を踏まえると、 将来的な財源不足の懸念が常にあり予断を許さない状況にあるが、次期「苫前町 総合振興計画」及び「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を視野に入れ、 地方創生の取組と、持続可能な地域社会の構築に向けては、引き続き各種施策を 推進していく必要もある。

以上のことを前提とし、「歳入に見合った歳出」を念頭に、職員一人ひとりが現在の財政状況を再認識し、必要な行政サービスの水準を確保しながら、前例や既成概念にとらわれない徹底した歳入歳出両面の見直しを進め、効率的で効果的な行財政運営を意識の上、予算編成に当たられたい。

## Ⅲ. 予算編成における基本方針

### 1 一般事項

(1)経常的経費については、引き続き「枠配分方式」とし、各款(事業)ごと の経常的経費一般財源をベースに(地方財政状況調査に基づく)令和7年度 当初予算配分額からゼロシーリングとして配分枠の設定を行っている。

各課等の長は、配分された予算枠(別紙1「令和8年度経常的経費一般財源枠配分表」)と、それぞれで歳入を見込む特定財源との合算額を予算要求総額の上限として、その範囲内で歳出予算の積み上げを行うこと。

なお、経常的経費についても査定を行うので、要求額が配分枠を下回った 場合であっても予算措置が確約されるものではないことに留意されたい。

経常収支比率が80%を下回る現状ではあるが、各課等においては創意工夫の上、引き続き経常経費の縮減に努められたい。

(2) 予算の編成にあたっては、地域課題や町民の意見をしっかりと受け止め、 各課のみならず横断的な連携により精査を行うこと。

特に、決算に係る監査委員意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。

(3)政策的経費については、諸計画に登載されているものを原則とし、より重点化すべき施策・事業を優先し、改めて必要性・効果・実施時期等を徹底的に検討し、見直しを行うこと。

#### 2 歳入に関する事項

- (1) 更なる自主財源の確保と、新たな財源確保を図るため、あらゆる歳入の可能性を多角的に調査・研究し、財源確保に積極的に取り組むこと。
- (2) 町税は、今後の税制改正や経済情勢の推移を十分勘案するとともに、収納 対策の強化により確実な積算を行うこと。
- (3)国・道支出金は、予算編成の動向や制度改正について、関係機関と緊密な連絡を図り、遺漏のないよう的確に予算計上すること。
- (4)財産収入は、財産の現況を的確に把握し、時価に則した適正な価格による 積算を行い、積極的な貸付または売却により歳入の確保に努めるとともに、 未収金が生ずることのないよう十分留意すること。
- (5) 諸収入は、前年度実績や関係機関などの動向を十分把握の上、的確に積算 するとともに、助成制度の有効活用など、新たな増収策についても鋭意検討 すること。
- (6) 町債は、後年度負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業に限定し、地方交付税措置のある有利な起債を選択すること。

### 3 歳出に関する事項

- (1)人件費は、各種委員報酬など条例に定めのあるものを含め、その実態や必要性などを再検討すること。なお、給与費等を要求する場合は事前に総務係と協議を行うものとし、協議の整っていないものについては一切認めない。
- (2)旅費は、惰性で漫然と計上することなく用務の必要性を十分検討し、人数・ 回数などの抑制に努め、必要な経費のみ予算要求すること。
- (3) 需用費の以下の費目については、徹底した経費節減に努めること。
  - ① 燃料費は、原油価格の変動を考慮し、別紙2「予算単価表」に基づいて 積算することとし、各担当課において節減に最大限努力すること。
  - ② 電気料は、各施設等の電力使用量の実績に基づいた積算とし、一層の節 電対策を行うこと。
  - ③ 修繕料は、施設の現状を的確に把握し、老朽の程度を勘案しつつ、真に 緊急性の高いものから計画性を持った積算を行うこと。
- (4)委託料は、業務内容の効率化や新規業者の参入を促すなど、経費削減について鋭意検討するとともに、職員自らが能力を発揮すべき業務については可能な限り直営で対応すること。
- (5) 備品購入費は、必要性を勘案の上で要求すること。
  - ※『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を発揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、または加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。
- (6)団体補助金などは、公益性・公平性、目的の達成度合などを長期的・多角的に検討し、関係団体との協議や関係資料の十分な分析を行い、積極的な「整理・統合・縮小」に努めた上で適切に積算を行うこと。
- (7)会議負担金は、必要最低限のものとし、懇親会的負担金は一切認めない。
- (8)投資的経費は、必要性や事業効果を十分に把握するとともに、維持管理を含めた後年度の財政負担などについても、より慎重に検討を行い、投資の適正化・効率化を図ること。

また、事業費の積算に当たっては、過不足が生じないよう適正に見積もり、 国・道補助金などの採択についても、遺漏のないよう十分調査・検討を行う こと。

- (9)維持補修費については、「苫前町公共施設等総合管理計画」を基に、緊急性・安全性を考慮し、優先すべき事業を十分に検討した上、予算への反映を 行うこと。
- (10) 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の一因ともなるので、施策上、真に必要と認めるものに限り措置すること。また、長期継続契約で対応可能なものについては、相手方と協議の上、できる限りの対応を行うこと。

### 4 特別会計に関する事項

特別会計にあっても原則的には一般会計に準ずることとするが、その会計設置の趣旨などを十分に踏まえ、独立採算の原則と財政健全化の観点から、内容を十分に精査し安易に一般会計からの繰入に依存することなく、経営改善に向けた抜本的な見直しと、事業運営の一層の効率化を図り、健全な事業運営に配意すること。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。

## 5 公営企業会計に関する事項

各事業については、事業手法の見直しなどを含め徹底した検証を行い、必要な事業費のみを計上していくものとし、整備事業を安定的に実施していくため、補助金制度全般に係る情報収集に努め交付金を最大限に活用すること。

また、起債は、将来の負担を見据えたうえで適正に活用するものとし、適債性の判断や借入の時期等について十分に協議・調整したうえで、所要額を見込むこと。

なお、公営企業会計については、従来どおりの予算査定方式とする。